令和８年 11 月
物流・自動車局

自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領の一部を改正する告示案について

１．背景

国土交通省では、自動車の燃費性能に対する一般消費者の関心と理解を深め、一般消費者の選択を通じ燃費性能の高い自動車の普及を促進するため、自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成 16 年国土交通省告示第 61 号）に基づき、ガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車などの燃費性能の評価を行い、その結果を公表している。

今般、電気乗用自動車やプラグインハイブリッド乗用自動車についても、一般消費者の理解の促進及び電費性能の高い当該自動車の普及促進を図るため、当該自動車の令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベルの評価及び当該評価の公表を行うこととしたため、自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領について、所要の改正を行う。

２．概要

電気乗用自動車及びプラグインハイブリッド乗用自動車を評価・公表対象となる自動車の種別に追加するほか、所要の改正を行う。

３．今後のスケジュール（予定）

公　布：令和８年 12 月 25 日（金）

施　行：令和９年３月 31 日（水）